

消防団員の皆様へ

18歳から普通免許なしでも取得OKな

準中型免許

は、ご存じですか？

道路交通法の改正により、平成29年3月12日から準中型免許が創設され、18歳から車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転することができるようになりました！

消防団員が準中型免許を取得する費用等について市町村から助成を受けられる場合があります！

△ 車両総重量3.5トン以上7.5トン未満(最大積載量2トン以上4.5トン未満)の消防ポンプ自動車等は、普通免許では運転できません。準中型免許を取得する必要があります！



消防団員が準中型免許を取得する際に要する経費を助成する「公費助成制度」を設けている市町村が増えてきています。準中型免許の取得の際には、是非ご活用ください！



制度の詳細内容は[こちら](#)へ

※ 普通免許をお持ちでない場合、準中型免許の取得に要する費用の内、普通免許の取得に要する費用は補助対象外となる場合があります。助成制度を設けている市町村一覧等、詳細についてはQRコードからご確認ください。条件等の詳細については、消防団を管轄する市町村にお問い合わせください。

準中型免許を取得するためのプロセス

1. 準中型免許は、**18歳から普通免許なしでも取得可能**です！
(準中型免許と異なり、中型免許・大型免許は普通免許の保有経歴や年齢の制限があります。)

<普通免許をお持ちでない場合>
最短17日の教習で取得可能です！
(技能41時限、学科27時限)

<普通免許をお持ちの場合>
最短5日の教習で取得可能です！
(技能13時限、学科1時限)

<AT限定普通免許をお持ちの場合>
最短7日の教習で取得可能です！
(技能17時限、学科1時限)

2. **AT(オートマ)準中型免許の導入**(令和8年4月から)

これまで準中型自動車(車両総重量3.5トン以上7.5トン未満)を運転する際には、MT(マニュアル)車で免許を取得する必要がありましたが、AT車の普及等に伴い、令和8年4月から準中型自動車にAT免許が導入されます！これにより、**18歳から普通免許なしかつMT車の教習なし**でAT準中型免許の取得が可能となります。

※AT限定普通免許をお持ちの場合、現行制度の最短7日から、**最短5日**の教習で取得可能となる予定です。